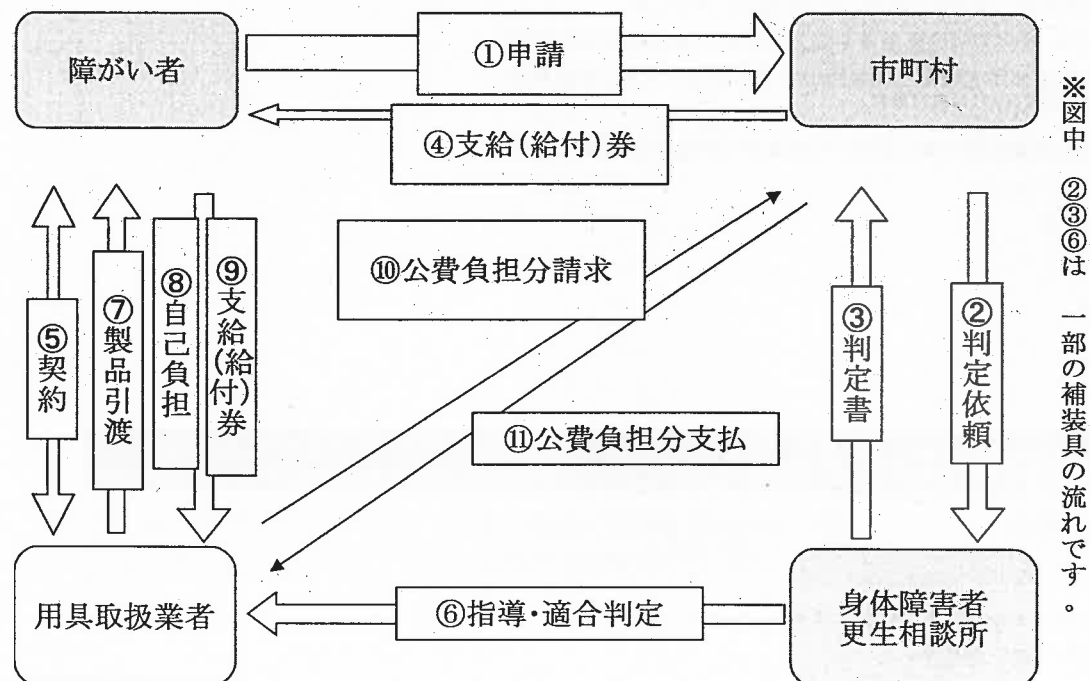


(日常生活用具の種類)

主に下肢・ 上肢障がい者	●便器 ●特殊便器 ●特殊マット ●特殊尿器	●入浴担架 ●移動用リフト ●体位変換器 ●入浴補助用具	●移動・移乗支援用具 ●T字状・棒状のつえ ●特殊寝台
視覚障がい者	●点字図書 ●拡大読書器 ●盲人用体温計 ●歩行時間延長信号機用小型送信機 ●視覚障がい者用活字読み上げ装置 ●視覚障がい者用ポータブルコーダー	●点字器 ●地デジ対応ラジオ ●盲人用テープレコーダー ●盲人用体重計 ●視覚障がい者用活字読み上げ装置 ●視覚障がい者用ポータブルコーダー	●点字ディスプレイ ●点字タイプライター ●盲人用時計 ●電磁調理器 ●盲人用血圧計
聴覚障がい者	●聴覚障がい者用屋内信号装置 ●聴覚障がい者用通信装置(FAX) ●聴覚障がい者用情報受信装置		
内部障がい者	●ストマ用装具 ●酸素ボンベ運搬車(カート) ●透析液加温器 ●ネブライザー(吸入器)	●人口咽頭 ●電気式たん吸引機 ●人口喉頭	
児童	●訓練いす ●訓練用ベッド		
その他	●頭部保護帽 ●自動消火器 ●ストマ用具等(蓄便袋・蓄尿袋) ●紙おむつ	●福祉電話(貸与) ●収尿器 ●ストマ用具等(蓄便袋・蓄尿袋) ●情報・通信支援用具	●火災警報器 ●住宅改修費助成 ●携帯用会話補助装置

(注)補装具・日常生活用具給付のながれ



その他

住宅改造費の助成

問 市役所 障がい福祉課
876-1234(内線3564)

重度の身体障がい者が身体の状態に適するようにトイレや浴室の改修や段差をなくしたりする場合に、その費用の一部を助成します。

新築、増築の場合は、助成の対象にはなりません。

工事を行う前に必ず相談の上、申請してください。

福祉電話設置費の助成

問 市役所 障がい福祉課
876-1234(内線3564)

外出する事がむずかしい障害者に、電話の設置費用を助成します。(所得の制限があります)

リフト付きバス運行事業

問 市役所 障がい福祉課 876-1234(内線3564)

一般のバスやタクシーを利用することが困難な障がいのある方に対し、車いすに乗ったまま医療機関等へ送迎を行う事業です。

○対象者

- ①常時、車いすの使用の方
- ②身体障害者手帳1・2級の肢体不自由の方
- ③一般の交通機関を利用することが困難な方

○利用範囲

隣接した市町村

重度身体障がい者紙おむつ支給事業

問 市役所 障がい福祉課 876-1234(内線3564)

常時紙おむつを必要としている在宅の重度身体障がい者に対し、紙おむつを支給します。

○対象者

- ・身体障害者手帳1、2級の方
- ・生活保護世帯、市民税又は所得税非課税世帯の方
- ・常時、紙おむつを使用している3歳～65歳未満の方
- ・他の制度で紙おむつを支給されていない方

○支給内容

月5,000円相当の紙おむつを登録業者より支給

車いすの貸し出し

問 市役所 障がい福祉課
876-1234(内線3564)

一時的に車いすが必要な障がい者に、短時間の貸し出しをします。